



## 【住居手当額認定方法の概要】

### ○賃貸住宅

月額27,000円以下の家賃を支払っている場合

→ (家賃額) - 16,000円 = 手当額 (100円未満切り捨て)

月額27,000円を超える家賃を支払っている場合

→  $\frac{((\text{家賃額}) - 27,000\text{円})}{2} + 11,000\text{円} = \text{手当額}$

↑この部分の額が17,000円を超えるときは17,000円

↑特任外国語教員は39,000円↑

### ○単身赴任時の家族居住のための賃貸住宅

上記賃貸の場合の手当額 / 2 = 手当額

## 【添付書類】

### ○賃貸住宅、単身赴任時の家族居住のための賃貸住宅

①世帯全員の住民票 (単身赴任時は家族全員の住民票)

②賃貸契約書 (写し)

③家賃負担を確認する書類 (領収書、通帳等の写し)

注) 自宅に係る住居手当 (新築・購入後5年間に限り支給、月額2,500円)

については、2009年12月1日をもって廃止されました。

担当：人事労務課人事労務係

電話：内5127

e-mail：jinji-roumu@tufs.ac.jp